

I R 推進会議開催要綱（新旧対照表）

改正後	改正前
（目的） 第 1 条 大阪府（以下「府」という。）と大阪市（以下「市」という。）は、大阪・夢洲地区に I R（統合型リゾート）を誘致するにあたり、大阪 I R の推進に関して幅広く協議、検討するため、I R 推進会議（以下「会議」という。）を開催する。 （検討事項） 第 2 条 会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。 （1）大阪 I R 基本構想の推進に関すること （2）I R 立地に伴う懸念事項・課題対策に関すること （3）国の制度設計への働きかけに関すること （4）I R に関する府民理解の促進に関すること （5）その他、I R 立地に関して必要と認められること	（目的） 第 1 条 大阪府（以下「府」という。）と大阪市（以下「市」という。）は、大阪・夢洲地区に I R（統合型リゾート）を誘致するにあたり、構想の策定や課題対策等について幅広く検討するため、I R 推進会議（以下「会議」という。）を開催する。 （検討事項） 第 2 条 会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。 （1）大阪 I R 構想に関すること （2）I R 立地に伴う懸念事項・課題対策に関すること （3）国の制度設計への働きかけに関すること （4）I R に関する府民理解の促進に関すること （5）その他、I R 立地に関して必要と認められること

附 則

この要綱は、令和元年 1 2 月 5 日から施行する。